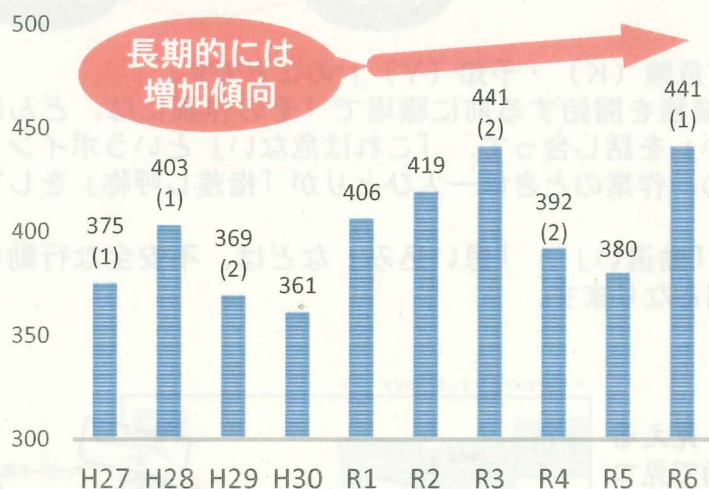


小売業における労働災害を防止するために

札幌中央及び札幌東労働基準監督署管内の小売業の事業場では、過去10年間に3,987名の方が4日以上
の休業を伴う労働災害に被災されており、このうち9名の方が亡くなっています。

被災者数について、長期的には増減を繰り返しながら増加の傾向にあることから、あってはならない
労働災害の発生を防止するため、事業場における労働安全衛生活動の推進を強化しましょう。

年別労働災害発生状況

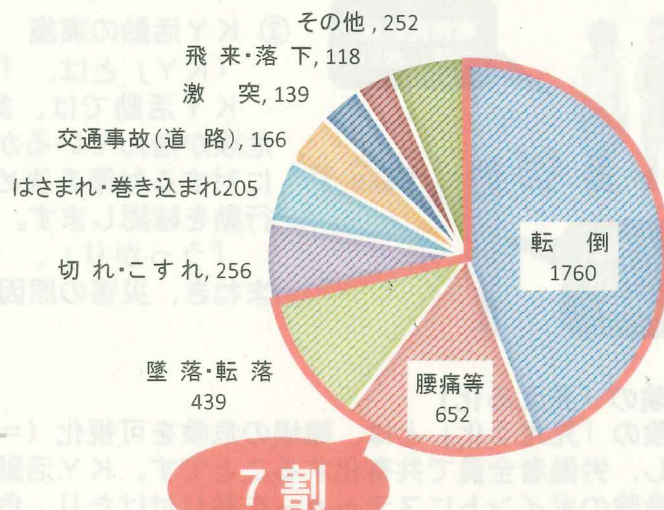


長期的には
増加傾向

※ () 内は死亡者数で内数

※ 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

事故の型別労働災害発生状況



7割

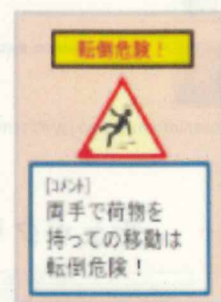
平成27年から令和6年までの10年間に小売業で発生した労働災害を事故の型別にみると、転倒44%、腰痛等が16%、墜落・転落が11%と多く、合計すると全体の7割を占めています。

<災害事例>

- 品出し作業中、床上に積み重ねて置かれた段ボールにつまづき転倒する。(足を骨折し休業2か月)
- 冷蔵庫内の飲料が入った箱を軽いと判断し、一気に持ち上げ腰を痛める。(急性腰痛により休業3か月)
- 物置にはしごをかけ屋根上の保管物を取る作業中、はしごが外れ落ちて墜落する。(頭部を打撲し死亡)

転倒防止対策

- 出入口などの滑りやすい場所は、滑り止めの措置をとる。
- 段差をできるだけなくすか、段差のある場所には「足元注意」の表示を行う。
- 通路には物を置かない、物をはみ出させない。
- 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない。
- 滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知する。
- 冬季間は、通路等へ凍結防止対策(融雪剤・砂の散布等)を講じる。



腰痛障害防止対策

- 腰痛は、物を持ったり、物を運搬中に多発する傾向にあり、中腰で持ち上げたり、運搬中に無理な姿勢をとることが原因となっています。物を持ち上げる際は「膝型」(膝をかがめ、腰の位置を落とし、膝と腰の力で持ち上げる)を守り、重量制限や機械運搬を活用しましょう。



墜落・転落防止対策

脚立等の用具から転落する災害が多く、以下のポイントに注意してください。

- 不安定になる天板の上では、作業を行わない。
- 天板から2段目以下の踏みさんを使用する。
- 凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しない。
- 身を乗り出したり、頭の真上での作業は行わない。
- 荷物を持って昇降しない。



札幌中央労働基準監督署・札幌東労働基準監督署

共通事項

① 4S活動の実施

「4S」とは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが、「4S活動」です。

4S活動は、労働災害防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。荷物やゴミなど物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害発生のリスクが高くなります。



② KY活動の実施

「KY」とは、「危険（K）・予知（Y）」のことです。

KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業には、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ、「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは、不安全な行動をまねき、災害の原因となります。



③ 危険の「見える化」

危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、労働者全員で共有化することです。KY活動で見つけた危険のポイントにステッカーを貼り付けたり、危険情報を集約した危険マップを作成すること等により、注意喚起を行います。

＜危険マップ及びマーカークのイメージ＞



転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策などをまとめた教材を、職場での安全衛生教育などに活用してください。



～転倒・腰痛防止「いざいざ健康体操」～
(4分15秒)
令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防対策の開発およびその検証」の一環として製作



～飲食店・小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分55秒)



～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分55秒)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokeozai.html>

④ 安全教育

「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるのか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成し、店舗・施設では、この内容を労働者に教育します。朝礼など皆が集まる機会を活用し教育を行う方法もあります。

特に、はじめて職務に就いた労働者には、雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

なお、厚生労働省のホームページ（職場の安全サイト）には、転倒・腰痛防止用の動画教材が掲載されています。

チェックリストで安全衛生管理状況を確認！

チェック項目	確認
1 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。	☐
2 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
3 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
4 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
5 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
6 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
7 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
8 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
9 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
10 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
11 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐

本社・本部 用

チェック項目	確認
1 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。	☐
2 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
3 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
4 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
5 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
6 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
7 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
8 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
9 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
10 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐
11 店舗、施設の危険箇所の巡回チェックを実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。巡回チェックの記録を定期的に確認し、改善のための対策を実施している。	☐

店舗・施設 用

～次ページ以降のチェックリストの項目を確認し、不足事項は安全衛生活動に反映させましょう～



【お問合せ先】

札幌中央労働基準監督署
札幌 東 労働基準監督署

TEL 011-737-1192
TEL 011-894-2816

(R7.9更新)

(本社・本部用)

労働安全衛生チェックリスト

令和 年 月 日

事業場名			
所在地	電話番号 ()		
担当者 氏名	職名		氏名

※該当項目の□欄に✓印を記入してください。

チェック項目		該当
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	次の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	☐
	① 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	☐
	② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	☐
	③ K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	☐
	④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	☐
	⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	☐
	⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	☐
	⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	☐
	⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	☐
	⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	☐
	⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	☐
⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	☐	
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐
9	リスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

※このチェックリストは、第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）で共通した内容となっています。

(店舗・施設用)

労働安全衛生チェックリスト

令和 年 月 日

事業場名			
所在地	電話番号 ()		
担当者 職氏名	職名	氏名	

※該当項目の□欄に✓印を記入してください。

チェック項目		該当
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

※このチェックリストは、第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）で共通した内容となっています。

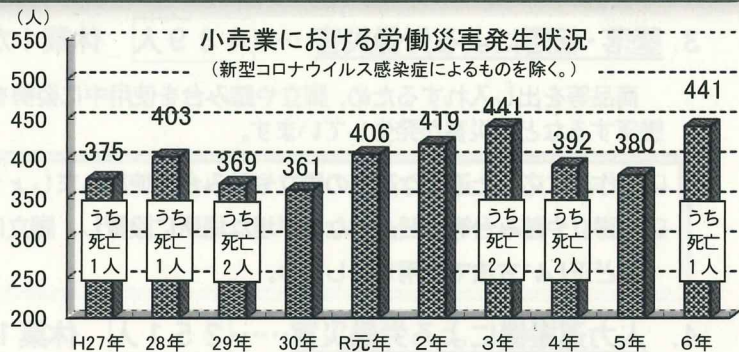
小売業における労働災害発生状況

札幌中央労働基準監督署
札幌東労働基準監督署

1 小売業における労働災害（被災者数）の推移

平成27年から令和6年までの10年間に、小売業において発生した労働災害（休業4日以上）による被災者数は3,987人を数え、このうち、死亡者数は9人となっています。

被災者数について、その年により増減はあるものの、長期的には増加の傾向にあります。



年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
被災者数	375	403	369	361	406	419	441	392	380	441	3,987
うち死亡	1	1	2	—	—	—	2	2	—	1	9

2 小売業における労働災害の特徴

1. 多発している労働災害

- ① 転倒1,760人（冬季の凍結路面等754人、通路や床等の建物が起因した転倒636人など）
- ② 動作の反動・無理な動作652人（腰痛や捻挫等）（荷の運搬203人、階段や通路等でつまづくなど129人）
- ③ 墜落・転落439人（階段等の建物206人（死亡1人）、はしごや踏台から146人（死亡1人）、トラックの荷台等から27人）
- ④ 人力運搬機251人（台車等の人力で荷を運搬するもので、カゴ台車が転倒する、台車にはさまれるなど）
- ⑤ 交通事故166人（業務中の交通事故）（死亡4人）
- ⑥ 食品加工機械等の動力機械106人（機械にはさまれる、巻き込まれる、機械の刃に接触するなど）

※ また、発生件数は少ないものの、電気設備の点検作業中に感電（死亡1人）するなどの労働災害が発生しています。

2. 休業1か月以上の労働災害

小売業において、休業1か月以上（いわゆる重傷）となった労働者は2,048人と全体の51%を占めています。

なお、被災者の年齢が上がるにつれて、休業1か月以上となる割合が高くなり、特に60歳以上では6割以上となっていることから、高齢労働者の労働災害防止対策も積極的に推進しましょう。

年台別	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	80歳台	合計
被災者数	78	398	442	636	985	1048	371	29	3,987
休業1か月以上	20 (26%)	133 (33%)	195 (44%)	286 (45%)	523 (53%)	629 (60%)	243 (65%)	19 (66%)	2,048 (52%)

3 小売業における労働災害防止のためのポイント

1. 転倒災害……1,760人 休業1か月以上1,079人（61%）

バックヤードや売り場内、通路、などを歩行中に足を滑らせ転倒する、また、床上に放置された箱等につまづく、接客のため走ったところ足を滑らせ転倒するなどの災害が発生しています。

- ☑ 床や通路は整理整頓と清掃を行い、転倒しにくい環境をつくりましょう。
- ☑ 足元の安全確認の徹底と、走らない、急な動作をしないなど、安全な歩行を心がけましょう。
- ☑ 日頃から適度な運動や柔軟体操を行うなど、転倒しにくい体づくりを心がけましょう。

2. 動作の反動・無理な動作……452人 休業1か月以上282人(43%)

動作の反動・無理な動作は、荷や物等を持ち上げた際に腰痛となる、また、作業の際に体をひねるなどの災害が発生しています。

- ☒ 荷などの運搬作業は、複数人で作業する、また台車を使用するなど腰痛防止のための対策を実施しましょう。
- ☒ 腰痛等の予防のため、適度な運動や柔軟体操を行いましょう。

3. 墜落・転落による労働災害……439人 休業1か月以上257人(59%)(死亡2人)

商品等を出し入れするため、脚立や踏み台を使用中に姿勢を崩して墜落する、脚立を使用中に脚立が揺れて墜落するなどの災害が発生しています。

- ☒ 作業に応じた適切な高さの脚立や踏み台を使用しましょう。(椅子等を使用することは危険です。)
- ☒ 脚立や踏み台等は凹凸のない平坦な場所に設置し、脚立は開き止めにロックする、天板上に乗らないなど正しい方法で使いましょう。

4. 人力運搬機による労働災害……251人 休業1か月以上105人(42%)

荷を積載した台車やかご台車に激突された、商品を載せたカートのバランスが崩れたためカートごと転倒した、通路に置かれた台車につまずき転倒したなどの労働災害が発生しています。

- ☒ 台車の操作方法(押し・引き)、運搬の際の立ち位置(前・後)を定めておきましょう。
- ☒ 運搬時の視界の確保や荷崩れの防止などのため、積み込む荷の高さや重さを定めておきましょう。
- ☒ 台車の置き場所や集積の方法を定めておきましょう。

5. 交通事故による労働災害……166人 休業1か月以上98人(59%)(死亡4人)

業務中の交通事故による労働災害です。

小売業では業務のため車等を運転することもあることから、車による交通事故のほか、営業等のため道路を歩行中に走行してきた車にはねられるなどの災害が発生しています。

労働者の交通安全意識の高揚を図るほか、過労運転等の労務管理の徹底を図るため、以下に掲げる安全対策を徹底しましょう。

- ☒ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、安全対策を推進しましょう。

6. 食品加工機械などの動力機械による労働災害……106 休業1か月以上37人(35%)

食品や木材、金属等を加工する際は、ミキサー、スライサー、丸のこ盤、研削盤等の動力機械が使用されていますが、これらの機械を使用中に機械の可動部分に腕や手・指等がはさまれる、また、これらの機械により指を切断するなどの労働災害が発生しています。

また、機械に材料が詰まったなどの際に機械を停止させずに作業を行ったため、手や指を負傷するなどの災害も散見されていることから、以下に掲げる安全対策を徹底しましょう。

- ☒ 機械の安全装置(リミットスイッチ・安全カバーなど)は、有効な状態にしましょう。
- ☒ 機械の詰まりや清掃などの際は、必ず機械を停止させてから作業を行いましょう。
- ☒ 押し棒などの治具がある場合は、必ずこれを使用しましょう。

関連資料 (厚生労働省等のホームページからダウンロードすることができます。)

小売業 労働災害防止 厚生労働省

検索

北海道労働局 第三次産業の労働災害防止について

検索

転倒災害防止対策の推進について 厚生労働省

検索

高齢労働者の安全衛生対策について 厚生労働省

検索

交通労働災害を防止するために 厚生労働省

検索

※ 検索サイトにおいて、それぞれ項目を入力し検索してください。